

本学における新型コロナウイルス感染症対応の指針

2020年4月1日

2020年4月27日改訂

2021年2月9日改訂

2022年1月17日改訂

浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部
学長 俵山 初雄

1 授業開講再開の基準

各地域の感染状況(特定警戒都道府県など緊急事態宣言の状況)、他大学の状況、本学固有の状況を総合的に判断し、授業開講再開を判断していく。

なお、新型コロナウイルスに関する情報は、日々状況が変化していくため、それに応じて対応方針も更新していく。

2 感染者が出た場合並びに感染者と濃厚接触がある場合の学内対応について（遠隔授業の場合）

※以下の対応・措置を原則とするが、保健所等からの見解と異なる場合には保健所の見解を優先するものとする。

※遠隔授業やリモートワークで、出校(出勤)事実がない場合の対応

(出校(出勤)事実がある場合は、3の対応とする。)

※出校(出勤)停止期間であっても、遠隔授業の受講(配信)が可能な状況である場合は、出校(出勤)を伴わない遠隔授業の受講(配信)は可とする。

対象者	対応・措置	出校・出勤の措置
(1) 学生及び教職員が感染した場合	原則として遠隔授業を継続する。 感染者の学生(教職員)は感染が判明した日から保健所の指示する待機期間が終了するまでを出校(出勤)停止とする。 教員が感染し、遠隔による授業配信ができない場合は、該当する科目を休講とし、休講となった回数分の授業は、補講又はレポートにより対応する。	当該学生(教職員)は、感染が判明した日から保健所の指示する待機期間の終了をもって出校(出勤)可能とする。なお、PCR検査等が実施され陰性であっても保健所の指示する待機期間が終了するまでは出校(出勤)は不可とする。
(2) 学内業者の従業員(食堂・購買等)が感染した場合	原則として遠隔授業を継続する。 当該感染者は保健所の指示する待機期間が終了するまで大学への立ち入りを禁止する。	当該感染者は、感染が判明した日から保健所の指示する待機期間の終了をもって大学内への立ち入りを許可する。なお、PCR検査等が実施され陰性であっても保健所の指

	営業活動については、大学と当該企業とで協議する。	示する待機期間が終了するまでは立ち入り禁止とする。
(3) 学生(教職員)が濃厚接触者と判定された場合	原則として遠隔授業を継続する。 濃厚接触者と判定された学生(教職員)については、保健所の指示する待機期間が終了するまで出校(出勤)停止とする。 保健所からの待機期間の指示がない場合は10日間の出校(出勤)停止とする。	当該学生(教職員)は、保健所の指示する待機期間の終了をもって出校(出勤)可能とする。なお、PCR検査等が実施され陰性であっても保健所の指示する待機期間が終了するまでは出校(出勤)は不可とする。 保健所からの待機期間の指示がない場合は、10日間の待機期間の終了をもって出校(出勤)可能とする。
(4) 学生(教職員)が濃厚接触者と判定された人と接触していた場合 例) 同居家族や会食した相手等が濃厚接触者と判定された	原則として遠隔授業を継続する。 当該学生(教職員)については、状況を確認の上、総合的に、出校(出勤)の可否を判断する。	当該学生(教職員)については、大学の指示する待機期間の終了または、PCR検査等の結果の陰性をもって出校(出勤)可能とする。 なお、接触していた濃厚接触者と判定された人が陽性者となり、当該学生(教職員)が濃厚接触者と判定された場合は、(3)の対応とする。

3 感染者が出た場合並びに感染者と濃厚接触がある場合の学内対応について（対面授業の場合）

対象者	対応・措置	出校・出勤の措置
(1) 学生及び教職員が感染した場合	感染経緯・経路、感染者数、濃厚接触者数等の状況の程度により保健所等の公的機関の見解を踏まえ総合的に対応を検討する。 感染者の学生及び(教職員)は保健所の指示する待機期間が終了するまでを出校(出勤)停止とする。 教員が感染した場合は、該当する科目を休講とし、休講となった回数分の授業は、補講又はレポートにより対応する。	当該学生(教職員)は、感染が判明した日から保健所の指示する待機期間の終了をもって出校(出勤)可能とする。なお、PCR検査等が実施され陰性であっても保健所の指示する待機期間が終了するまでは出校(出勤)は不可とする。
(2) 学内業者の従業員（食堂・購買等）が感染した場合	感染経緯・経路、感染者数、濃厚接触者数等の状況の程度により保健所等の公的機関の見解を踏まえ総合的に対応を検討する。 当該感染者は保健所の指示する待機期間が終了するまで大学への立ち入りを禁止する。 営業活動については、大学と当該企業とで協議する。	当該感染者は、感染が判明した日から保健所の指示する待機期間の終了をもって大学内への立ち入りを許可する。なお、PCR検査等が実施され陰性であっても保健所の指示する待機期間が終了するまでは立ち入り禁止とする

(3) 学生(教職員)が濃厚接触者と判定された場合	当該学生(教職員)が濃厚接触者と判定された経緯・経路、感染者数、濃厚接触者数等の状況の程度により保健所等の公的機関の見解を踏まえ総合的に対応を検討する。 濃厚接触者と判定された学生(教職員)については、保健所の指示する待機期間が終了するまで出校(出勤)停止とする。 保健所からの待機期間の指示がない場合は10日間の出校(出勤)停止とする。	当該学生(教職員)は、保健所の指示する待機期間の終了をもって出校(出勤)可能とする。なお、PCR検査等が実施され陰性であっても保健所の指示する待機期間が終了するまでは出校(出勤)は不可とする。 保健所からの待機期間の指示がない場合は、10日間の待機期間の終了をもって出校(出勤)可能とする。
(4) 学生(教職員)が濃厚接触者と判定された人と接触していた場合 例) 同居家族や会食した相手等が濃厚接触者と判定された	原則として授業を継続する。 当該学生(教職員)については、状況を確認の上、総合的に、出校(出勤)の可否を判断する。	当該学生(教職員)については、大学の指示する待機期間の終了または、PCR検査等の結果の陰性をもって出校(出勤)可能とする。 なお、接触していた濃厚接触者と判定された人が陽性者となり、当該学生(教職員)が濃厚接触者と判定された場合は、(3)の対応とする。

4 教職員の勤務等について

教職員は、以下の状況になった場合、対応・措置の欄に記載のとおり行動をお願いします。

また、その際の服務は休みの取扱いの欄のとおりです。

なお、「特別休暇承認申請書」及び「職務専念義務免除申請書」は、医療機関及び保健所等から出勤の許可があり、職場に出勤後すみやかに提出してください。但し、(7)については、緊急の場合を除き、事前に提出してください。

状況	対応・措置	休みの取り扱い
(1) 基礎疾患の有無にかかわらず、風邪のような症状、発熱、強いだるさ、息苦しさ等の強い症状のいずれかがある場合	出勤せず、「かかりつけ医」又は、浜松市の「浜松市新型コロナコールセンター（発熱等受診相談センター）(0120-368-567)」に相談する。 相談結果については、所属長に電話やメールで報告する。	学校法人就業規則第34条により特別休暇（以下「特別休暇」という。）とする。
(2) 重症化しやすい方(高齢者や基礎疾患がある方)で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合		
(3) 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（基礎疾患なし：4日、あり：2日）		

(4) 新型コロナウイルス感染者又は、陽性者と濃厚接触をした又は、COCOA等の接触確認アプリにおいて、陽性者と接触したと判定された場合		
(5) 流行地域への移動や居住歴がある人又は、流行地域への移動や居住歴がある人と濃厚接触した人で、発熱又は呼吸器症状がある場合		
(6) 新型コロナ受診相談窓口で相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合	新型コロナ外来(帰国者・接触者外来)を紹介されます。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診し、結果が出るまで自宅待機とする。検査の結果、陽性の場合は医療機関及び保健所の指示に従う。また、陰性の場合、判定後1週間は自宅待機とし、職場への出勤については、医療機関及び保健所の指示に従い、必ず受診結果については所属長に電話やメールで報告する。	同就業規則第41条による職務に専念する義務免除（「以下「義務免」という。）とする。
(7) 感染症への感染が判明した場合	保健所の調査に協力し、自宅待機して保健所の指示に従う。 直ちに電話やメールで所属長に報告する。	「特別休暇」とする。
(8) 濃厚接触者とされた場合	保健所の調査に協力し、自宅待機して保健所の指示に従う。 直ちに電話やメールで所属長に報告する。	「義務免」とする。
(9) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休校その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	本学に相談する。	「特別休暇」とする。
(10) 濃厚接触者と接触していた場合	出勤せず、所属長に電話やメールで報告する。 接触していた濃厚接触者のPCR検査等の結果が陰性をもって出勤可とする。	「義務免」とする。

5 日常の感染症対策

(1) 感染予防について

ア 手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手の消毒等を行う。

イ マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避ける。

ウ 意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにする。

※咳やくしゃみをおさえた手で触ったドアノブ等にウイルスが付着し、それを触った手で眼、鼻、口に触れることにより粘膜から感染する可能性があるため、上記を徹底すること。

エ 共有して使用するものを使用する際は、使用の前後に必ず手指消毒を実施する。

オ 不要不急の外出や会合を自粛する。

カ 換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面の「3つの条件」を回避する。

キ 憶測やデマなどに惑わされないよう、政府、自治体などが発表する信頼できる情報を収集し、冷静に対処する。

(2) 健康管理について

4に記載のほか、以下の指針に従い、自身の健康管理を行う。なお、該当事項が生じた場合には、学生は学務グループに、教員は所属学科長及び事務部長（事務長）、事務職員は事務部長（事務長）に連絡し、就学・就業上の判断を仰ぐこと。

ア 毎朝の検温を実施し、自身の体調の把握に努めること。

※抵抗力を高めるためには、十分な睡眠と適度な運動、バランスの取れた食事が有効です。

イ 風邪や発熱などの軽い症状が現れた場合は、授業や仕事を休み、外出を控え自宅で療養すること。また、毎日体温を測定し記録すること。

ウ 次の症状のいずれかが現れた場合は、「健康管理センター」（保健相談室）又は浜松市の「浜松市新型コロナコールセンター（発熱等受診相談センター）（0120-368-567）」に相談し、指示を仰ぐこと。

i) 風邪のような症状が続いている。

ii) だるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

iii) 味覚・臭覚の障害が疑われること。

エ 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、「健康管理センター」（保健相談室）又は浜松市の「浜松市新型コロナコールセンター（発熱等受診相談センター）（0120-368-567）」に相談し、指示を仰ぐこと。

i) 新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した。

ii) 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者を看護・介護・同居した。

(3) 授業等について（やむを得ず対面で授業を行う場合）

ア 座席は1席分以上開けて着席すること。

イ 教室・体育館内の換気を行うこと。（授業中はマスクを着用すること。）

ウ 共用の器具等を使用する際には、その前後で手洗いや手の消毒を実施すること。また、必要に応じて器具等の消毒を実施すること。

エ 研究室内での、三密を避け、換気をする。

(4) 学食利用について

ア 食事前に、手指の手洗い・消毒を必ず行うこと。

イ 食事の際には、他者との間隔をあけるなど、ソーシャルディスタンスを守ること。

i) パーテーションが設置されていないテーブルでの、対面食事を避けること。

ii) 第1食堂・第2食堂以外の学生ラウンジ及び、空き教室等の利用を許可しますが、1席分以上の間

隔をあけること。

iii) 衛生管理の観点から、食事のゴミ・使用後のマスクは必ず各自処分すること。

6 その他

本指針で定めた以外に問題が生じた場合などは、適宜、総務・企画グループへご相談下さい。

<相談先>

● 浜松学院大学健康管理センター 053-450-7000、内線 105

浜松学院大学短期大学部保健相談室 053-473-6100、内線 334

● (平日・夜間・祝日・休日)

浜松市新型コロナコールセンター (発熱等受診相談センター) (0120-368-567)

(※夜間休日等に 「 浜松市新型コロナコールセンター (発熱等受診相談センター) 」 に相談した場合は、必ず健康管理センターまで連絡をお願いします。)